

都市計画の原案の閲覧を行っています

対象となる都市計画：毛呂山・越生都市計画下水道の変更

閲覧期間：令和7年10月3日(金)～令和7年10月17日(金)

8：30～17：15（土・日・祝日を除く）



閲覧場所：埼玉県下水道局下水道事業課(さいたま市浦和区高砂 3-13-3 衛生会館 2 階)

埼玉県飯能県土整備事務所(飯能市双柳 75)

埼玉県東松山県土整備事務所(東松山市六軒町5-1)

毛呂山町まちづくり整備課(毛呂山町中央 2-1)

越生町まちづくり整備課(越生町越生 900-2)

鳩山町まちづくり推進課(鳩山町大豆戸 184-16)

また、原案に対し意見を申し述べたい方がいた場合、公聴会を開催いたします。

対 象 者：毛呂山町、越生町、鳩山町に住所がある個人および法人

提出方法：各閲覧場所に用意してある公述申出書に必要事項を記入のうえ、
閲覧期間中（10月17日(金)17時15分まで）に各閲覧場所の担当者
へ持参または郵送(必着)により提出してください。

日 時：令和7年10月24日（金） 14時～

場 所：毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 会議室

なお、公述人には追って詳細をご連絡いたします。

※公述希望者が多い場合は、公述人を選定することがあります。

※公述人一人あたりの公述時間は、おおむね10分以内となります。

※申し出がない場合は、公聴会は中止となります。